

～林野庁共済組合の組合員のみなさまへ～

令和4年  
4月分から予定

## 掛金率改定のお知らせ

林野庁共済組合の短期経理の財政は、収入及び支出並びに積立金の状況から、令和4年度においても安定的な財政運営が見込まれるため、短期掛金率及び福祉掛金率の改定を行いません。

なお、介護掛金率につきましては、財務省指示により下記の変更を行いますのでお知らせします。

今後も短期経理の収支均衡を図りつつ、共済組合の適切な運営を確保するためにも、組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

### 【新しい掛金率】

区分	改定後（予定）〔単位：‰〕				現行〔単位：‰〕			
	短期	福祉	介護	計	短期	福祉	介護	計
一般組合員	33.39	0.94		34.33	33.39	0.94		34.33
うち40歳以上65歳未満	33.39	0.94	9.18	43.51	33.39	0.94	7.87	42.20

介護掛金については、介護保険制度において40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

※掛金率の変更については、今後3月に開催される運営審議会に諮ったうえで、共済組合の定款改正の手続きを行います。